

四條畷市新規採用職員・管理職研修業務委託に係る

プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、四條畷市新規採用職員・管理職研修業務について、価格のみでなく総合的な見地から判断し、本市人材育成の方針に最も適した職員研修カリキュラムを提供できる事業者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定めるものである。

2 公募型プロポーザルの概要

(1) 業務名称

四條畷市新規採用職員・管理職研修業務委託

(2) 業務内容

別紙「四條畷市新規採用職員・管理職研修業務委託仕様書」のとおり

(3) 提案上限額

総額 1,550,000円(税込み)

(4) 契約方法

公募型プロポーザルにより選定した受託候補事業者と本市との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により契約を締結する。

3 参加資格

次の要件を全て満たすことを参加資格要件とする。

- (1) 本市に対する入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 参加資格の確認に必要な書類の提出期限から本契約締結までの期間に、本市又は国若しくは他の地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 四條畷市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 仕様書に掲げる業務を円滑かつ柔軟に遂行できる体制を有すると認められること。
- (8) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に、他の市区町村において類似の職員研修業務を受託した実績を有していると認められること。
- (9) 提案金額については、提案上限額を超えないこと。

4 スケジュール

項 目	日 程
① 公示及びプロポーザル必要書類等の配布 (本市ホームページに掲載)	令和5年6月9日(金)から同月30日(金) まで
② 質問事項受付期限	令和5年7月7日(金)
③ 質問事項等回答日	令和5年7月14日(金)
④ 選考関係書類・企画提案書等の提出期限	令和5年7月28日(金)
⑤ プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年8月上旬
⑥ 選考結果通知	令和5年8月中旬
⑦ 契約締結	令和5年8月下旬

5 応募手続き

各様式については、本市ホームページから取得すること。

(1) 質問書の受付及び回答

委託内容等について質問がある場合は、次のとおり受付及び回答を行う。

①受付期間

令和5年6月19日(月)から7月7日(金)午後5時必着

②提出書類

質問書(様式第5号)

③受付方法

②の提出書類を総務部人事課あてに電子メールで提出すること。

なお、受信確認のため、送信した直後に人事課あてに必ず架電すること。

メールアドレス: jinji@city.shijonawate.lg.jp

受信確認電話 : 072-877-2121 (内線324)

④回答日

令和5年7月14日(金)

⑤回答方法

提出された質問と回答をすべて取りまとめて、ホームページに掲載する。

(2) 審査提出書類の提出

公募型プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

①提出期限

令和5年7月28日(金)午後5時必着

②提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- イ 業務実績調書（様式第2号）
- ウ 見積書（様式第3号）
- エ 企画提案書提出届（様式第4号）
- オ 企画提案書（任意様式）
- カ 誓約書（様式第7号）

（様式について）

企画提案書は任意様式とし、日本工業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）のサイズで作成すること。なお、企画提案書の枚数に制限は設けない。

（記載内容について）

研修内容、実施形式、時間割、登壇する講師を必ず記載すること。

③ 提出方法等

提出書類を総務部人事課あてに以下のとおり提出すること。

形式	部数	提出方法	
紙媒体	7部	郵送 持参	〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 総務部人事課
PDF	1部	電子メール	jinji@city.shijonawate.lg.jp

6 審査及び受託候補事業者の選定方法

参加資格要件を満たす事業者について、四條畷市新規採用職員・管理職研修業者選定検討委員会委員（以下「委員」という。）が、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を、四條畷市新規採用職員・管理職研修業務委託に係るプロポーザル審査基準に基づき評価・採点し審査の合計得点が最も高い事業者を受託候補事業者とする。

なお、受託候補事業者と本市との間で「4.スケジュール」に記載の詳細要件の確認を行うが、本市が示した仕様をすべて満たしていると認められた場合のみに契約締結をするものであり、認められない場合は次点者との交渉に移行するケースがある。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行い委員からのヒアリングを受けるものとする。

① 実施方法

プレゼンテーションは自由形式とする。

出席者は3名までとし、電子機器については、事業者において用意すること。
(スクリーンは除く)

なお、プレゼンテーションについては、四條畷市役所内で実施する。

② 実施時間

準備、プレゼンテーション、委員からのヒアリングを含め計30分以内とする。

7 選定結果等の公表方法

参加事業者数及び選定した事業者名をホームページに掲載する。

8 辞退

プロポーザルの参加事業者は、辞退届（様式第6号）の提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

9 契約保証金

本市財務規則に基づく。

10 失格事由

次の各号に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類の提出があった場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本市の指定する方法及び形式に適合しない書類を提出した場合
- (4) 技術評価点の合計が6割に満たなかった場合
- (5) 審査の各評価項目の得点で、「不十分」がついた場合
- (6) 選考期間中から契約締結までに、四條畷市建設工事等入札参加に係る指名停止要綱に基づく指名停止処分を受けた場合
- (7) 提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

1.1 その他の留意事項

- (1) 提出物の提出後においては、再提出及び差替えは認めない。
- (2) 提出物の作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出物の返却は一切行わない。
- (4) プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき提出書類を開示する。

1.2 問い合わせ先

四條畷市 総務部人事課

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号

電話：072-877-2121（内線324・323）

e-mail：jinji@city.shijonawate.lg.jp

担当：吉田、森